

わかりやすいマイナンバーQ&A Vol.1 (マイナンバー制度編)



Q

マイナンバー導入で私たちにはどんなメリットがあるの？

A

- ① 行政を効率化し、人や財源を国民サービスに振り向けられます。
 - ② 社会保障・税に関する行政の手続きでの添付書類の削減や、マイナポータルを通じたお知らせサービスなどによる国民の利便性を向上します。
 - ③ 所得をこれまでより正確に把握することで、きめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現します。
- さらに、マイナンバーカードやマイナポータルは、民間活用を含め、IT社会の基盤として、最大限活用していきます。

Q

マイナンバー制度では私たちは何をしなければならないの？

A

住民のみなさまには、介護保険・国民健康保険の手続き、生活保護・児童手当などの福祉の給付、確定申告などの税の手続きなどで、申請書等にマイナンバーを記載することとなります。

このため、役所などでの手続きの際には、通知カードやマイナンバーカードを忘れずに持参してください。

また、勤務先や証券会社などからも、税や雇用保険などの手続きのために、マイナンバーの提供を求められることがあります。

Q

マイナンバーによって私たちの個人情報国にすべて把握されてしまうの？

A

マイナンバー制度は、国が新たな個人情報を把握したり、これまで以上に個人情報を集約したりするものではありません。

あくまで、これまで行政機関が持っていた個人情報について、社会保障・税・災害対策の分野に限定したうえで、スムーズかつ公平に手続きを行うために、マイナンバーを活用するものです。

Q

マイナンバーが漏えいすると、個人情報が芋づる式に流出してしまうの？

A

各行政機関が持っている個人情報はこれまでどおり各行政機関によって管理され、また、行政機関同士のやりとりではマイナンバーではなく暗号化された符号が使われるため、第三者がマイナンバーをもとに個人情報を芋づる式に引き抜くことはできない仕組みになっています。

Q

マイナンバーは変更できるの？

A

マイナンバーは、自由に変更することはできません。ただし、マイナンバーカードが盗まれた場合などで、マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときには、本人からの請求または市区町村長の職権により変更することができます。